

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 (18404)	
地域名 (地域内農業集落名)	東・西大道 (東大道・西大道)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の所有者が高齢化しており、農地をどうするか真剣に考えられていない。農地の所有者は農地を「収益を得る資産」としての意識が高く、現状よりも高い地代を得るとまでは考えなくとも、地代が下がるのであれば利用権設定の相手方は限られる。「無償で農地を貸すから誰か耕作してくれないか」という考える人が少ないので、農地を守ることにして所有者の理解が必要。線路から山側の田が小さく、耕作放棄が多数ある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、そば等を中心に作付けし、農地の所有者の理解(農地として活用すること)を得たうえで、集積・集約を進めていく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作条件の悪い圃場については、保全管理を行う。圃場整備もされており、水の問題や獣害の問題もほとんどない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の所有者の理解が必要。所有者への説明する機会があれば、集積・集約の理解を深めていただく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者の方々(借り手)は農地中間管理機構の活用が進むことを望んでいる。あとは出し手の理解が必要である。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備も済みであり、水の問題はほとんどないが、担い手や地域のニーズを踏まえながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の中には今後家族と後継について話し合うという人もいる。関係機関と連携し農業の技術などの維持を目標に農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
希望があれば、シルバー人材センターなどの農作業委託を活用していく

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--